

IFRS解釈指針委員会ニュース

2014年9月16日から17日にかけて開催されたIFRS解釈指針委員会(以下「IFRS-IC」)の会議において、会計基準の限定的改訂、IFRSの年次改善、アジェンダに追加しない論点のアジェンダ却下通知等について審議が行われた。また、2014年9月に開催された国際会計基準審議会(以下「IASB」)の会議において、IFRS-ICの提案に基づいて審議が行われた。本稿では、主要な審議事項を紹介し、また、IFRS-ICで取り扱われているすべての論点のステータスを「論点サマリー」にまとめている。なお、一部の論点は、今後のIFRS-IC会議等において、引き続き議論される予定である。



【要約】

- 会計基準の限定的改訂に関しては、2014年8月から9月にかけて1つの最終基準及び2つの公開草案が公表された。また、2014年9月のIASB会議において、公開草案の公表に向けて1つの論点について、引き続き審議が行われた。
- IFRSの年次改善に関しては、2014年9月に2012-2014年サイクルの最終基準が公表された。
- 2014年9月のIFRS-IC会議において、5つのアジェンダ却下通知案が公表された。また、2014年9月のIASB会議において、IFRS-ICが2014年7月に公表した2つのアジェンダ却下通知案に含まれている論点について審議が行われたが、具体的な決定には至らなかった。
- 上記の他に、2014年9月のIFRS-IC会議及びIASB会議において、6つの論点について議論が行われたが、重要な決定には至らなかった。

また、2014年9月16日に公表された公開草案「相場価格のある子会社、ジョイント・ベンチャー及び関連会社に対する投資の公正価値測定(IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第27号、IAS第28号及びIAS第36号の改訂案並びにIFRS第13号の設例案)」において、ネット・エクスポージャーで管理される金融資産及び金融負債のグループの公正価値測定の例外規定に関する論点が含まれている。公開草案に対するコメント期限は2015年1月16日である(詳細は[IFRSニュースフラッシュ](#)を参照)。

2014年6月に公表された公開草案「投資企業:連結の例外規定の適用(IFRS第10号及びIAS第28号の改訂案)」のコメント期限が2014年9月15日に終了し、寄せられたコメントに基づいて今後再審議が行われる予定である。

また、公開草案「開示の取組み(IAS第1号の改訂案)」に含まれている、持分法で会計処理する投資から生じるその他の包括利益の項目の表示に関する論点については、2014年9月のIASB会議において公開草案に対して寄せられたコメントの要約が提示されたが、具体的な決定は行われなかった(詳細は[論点サマリー:会計基準の限定的改訂－公開草案公表済](#)を参照)。

■ 会計基準の限定的改訂－公開草案公表予定

上記の公開草案に加えて、IFRS第2号「株式に基づく報酬」、IAS第1号「財務諸表の表示」及びIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の限定的改訂に関する公開草案の公表が予定されている。2014年9月のIASB会議において、以下の論点について審議が行われた(詳細は[論点サマリー:会計基準の限定的改訂－公開草案公表予定](#)を参照)。

■ 【IAS第1号】負債の分類

移行規定等に関する審議及び最終確認手続が行われた。公開草案は、2014年10月-12月に公表される予定である。

【会計基準の限定的改訂】

会計基準の限定的改訂は、緊急度の高い、必要不可欠な会計基準の改訂を取り扱っている。

■ 会計基準の限定的改訂－最終基準

2014年9月11日に「投資者とその関連会社または共同支配企業との間の資産の売却または拠出(IFRS第10号及びIAS第28号の改訂)」が公表された(詳細は[IFRSニュースフラッシュ](#)を参照)。

■ 会計基準の限定的改訂－公開草案公表済

2014年8月20日に公開草案「未実現損失に関する繰延税金資産の認識(IAS第12号の改訂案)」が公表された。この公開草案に関するコメント期限は2014年12月18日である(詳細は[IFRSニュースフラッシュ](#)を参照)。

【IFRSの年次改善】

IFRSの年次改善は、緊急度が低いものの、必要不可欠な会計基準の改訂を約1年間にわたって蓄積し、まとめて改訂を行うものである。2014年9月25日に「IFRSの年次改善」(2012-2014年サイクル)が公表された(詳細は[IFRSニュースフラッシュ](#)を参照)。現在、以下のIFRSの年次改善サイクルが進行中であるが、2014年9月のIFRS-IC会議及びIASB会議においては特に審議は行われなかつた(詳細は「[論点サマリー:IFRSの年次改善\(2014-2016年サイクル\)](#)」を参照)。

サイクル	公開草案	最終基準書
2014-2016年	2015年4月-6月 公表予定	未定

【アジェンダ却下通知】

IFRS-ICは、アジェンダに追加しないと決定した論点について、アジェンダ却下通知を公表することとしている。アジェンダ却下通知は、アジェンダ却下通知案の公表後、60日間のコメント期間及び再審議を経て確定される。

2014年9月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」、IFRS第13号「公正価値測定」、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」、IAS第39号「金融商品:認識及び測定」及びIFRIC解釈指針第21号「賦課金」に関する5つのアジェンダ却下通知案を公表した。コメント期限は2014年11月25日である(詳細は「[論点サマリー:アジェンダ却下通知](#)」を参照)。

また、2014年9月のIASB会議において、2014年7月にIFRS-ICが公表したIAS第21号「外国為替レート変動の影響」及びIAS第39号「金融商品:認識及び測定」に関する2つのアジェンダ却下通知案に含まれている論点について検討が行われたが、具体的な決定には至らなかつた。

【その他の論点等】

2014年9月のIFRS-IC会議において、「今後の取扱いを検討中」の論点として、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」、IFRS第11号「共同支配の取決め」、IAS第12号「法人所得税」、IFRIC解釈指針第14号「IAS第19号—確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」及び概念フレームワークに関する、以下の5つの論点について審議等が行われた(詳細は「[論点サマリー:その他の論点](#)」を参照)。

■ 【IFRS第5号】処分グループの減損及び処分グループにおいて認識したのれんに関連する減損損失の戻入れ

IFRS-ICは、この論点をより広範なプロジェクトとして検討すべきであると指摘した。将来のIFRS-IC会議において、最近提出されたIFRS第5号に関連するその他の論点を取り上げたうえで、今後の進め方について検討する予定である。

■ 【IFRS第11号】IFRS第11号に関する適用上の論点

IFRS-ICは、今後の方向性について審議した結果、これまで議論した論点ごとにアジェンダ却下通知案を公表する予定である。

■ 【IAS第12号】税務上のポジションに不確定要素がある場合の当期税金の測定

IFRS-ICは、税務上のポジションに不確定要素がある場合の当期税金の測定について、プロジェクトを進めるなどを暫定的に決定した。今後、範囲及び会計単位等を中心に分析を行い、将来のIFRS-IC会議において議論する予定である。

■ 【IFRIC解釈指針第14号】独立した受託者が管理する確定給付制度からの返還の利用可能性

IFRS-ICは、これまでの審議内容を踏まえたIFRIC解釈指針第14号の改訂案を公表することを決定した。将来のIASB会議において、その改訂案をIASBに提示し、承認を求める予定である。

■ 【概念フレームワーク】移行規定及び適用日

IFRS-ICは、概念フレームワークの改訂の公表後、直ちにIFRS-ICの審議に反映すべきという、2014年7月のIASB会議における暫定的な決定を支持することを表明した。

また、2014年9月のIASB会議において、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に関する以下の論点について審議が行われた(詳細は「[論点サマリー:その他の論点](#)」を参照)。

■ 【IAS第8号】会計方針の変更と会計上の見積りの変更

開示の取組みの一環として検討することが決定された。

【論点サマリー】

IFRS-ICで検討中の会計基準の限定的改訂、IFRSの年次改善、アジェンダ却下通知及びその他の論点とそのステータスは、以下のとおりである。

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
会計基準の限定的改訂－公開草案公表済			 2014年9月のIASB会議における審議
公開草案「公開草案「投資企業：連結の例外規定の適用(IFRS第10号及びIAS第28号の改訂案)」(2014年6月公表) ¹	IFRS第10号 「連結財務諸表」 IAS第28号 「関連会社及び共同支配企業に対する投資」	<p>公開草案は、以下の3つの論点について提案している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 投資企業である親会社の投資企業ではない子会社が、他の会社の親会社でもある場合の、連結財務諸表の作成に関する免除規定の適用 ● 親会社の投資活動に関するサービスを提供する子会社の取扱い ● 投資企業ではない投資者による投資企業である投資先に対する持分法の適用 	<p>【再審議の状況】公開草案に対して寄せられたコメントに基づいて再審議を行う予定である。</p> <p>【最終基準書公表予定】未定</p>
ネット・エクスポージャーで管理される金融資産及び金融負債のグループの公正価値測定の例外規定(公開草案「相場価格のある子会社、ジョイント・ベンチャー及び関連会社に対する投資の公正価値測定(IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第27号、IAS第28号及びIAS第36号の改訂案並びにIFRS第13号の設例案)」 ² に含まれている)	IFRS第13号 「公正価値測定」	公開草案において、相場価格のある金融商品のみにより構成されるポートフォリオで、ネット・エクスポージャーで管理している金融商品のグループは、ネット・エクスポージャーに相場価格を乗じたものを公正価値として測定することが提案されている。	<p>【再審議の状況】公開草案公表中</p> <p>【コメント期限】2015年1月16日</p>
持分法で会計処理する投資から生じるその他の包括利益の項目の表示 (公開草案「開示の取組み(IAS第1号の改訂案)」に含まれている) ³	IAS第1号 「財務諸表の表示」	公開草案において、IAS第1号第82A項を改訂し、持分法を適用する関連会社及び共同支配企業から生じるその他の包括利益の持分相当額を、当期純利益にリサイクルされる項目とリサイクルされない項目に区別して、それぞれ単一の項目として集約して表示することが提案されている。	 【再審議の状況】 2014年9月のIASB会議において公開草案に対して寄せられたコメントに関する要約が提示されたが、具体的な決定は行われなかった。 【最終基準書公表予定】 2014年10月－12月

1 詳細は、IFRSニュースフラッシュ:IASB、公開草案「投資企業：連結の例外規定の適用(IFRS第10号及びIAS第28号の改訂案)」を公表を参照

2 詳細は、IFRSニュースフラッシュ:IASB、公開草案「相場価格のある子会社、ジョイント・ベンチャー及び関連会社に対する投資の公正価値測定(IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第27号、IAS第28号及びIAS第36号の改訂案並びにIFRS第13号の設例案)」を公表を参照

3 詳細は、IFRSニュースフラッシュ:IASB、公開草案「開示イニシアティブ(IAS第1号の改訂案)」を公表を参照

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
会計基準の限定的改訂—公開草案公表済(続き)			
公開草案「未実現損失に関する繰延税金資産の認識(IAS第12号の改訂案)」 ⁴	IAS第12号 「法人所得税」	公開草案において、繰延税金資産の認識の判断を行う際検討する将来の課税所得の範囲を明確にし、公正価値で測定される負債性金融商品に未実現損失が生じている場合の繰延税金資産の認識方法について、設例を追加することが提案されている。	<p>【再審議の状況】 公開草案公表中</p> <p>【コメント期限】 2014年12月18日</p>
会計基準の限定的改訂—公開草案公表予定			
業績条件を含む現金決済型の株式に基づく報酬	IFRS第2号 「株式に基づく報酬」	現金決済型の株式に基づく報酬に業績条件が含まれている場合、その業績条件をどのように負債の測定値に反映すべきか。	<p>【審議の状況】 2013年9月からIFRS-IC会議及びIASB会議において議論されている。2014年2月のIASB会議において、IASBはIFRS-ICの提案に基づいて、現金決済型の株式に基づく報酬における権利確定条件の影響を、持分決済型の株式に基づく報酬と同様のアプローチに基づいて会計処理すべきであるとし、IFRS第2号に指針及び例示を追加することを決定した。2014年4月のIASB会議において、本改訂案の適用方法について決定した。2014年6月のIASB会議において、公開草案の公表に向けて最終確認手続が行われた。</p> <p>【公開草案公表予定】 2014年10月—12月</p>
現金決済から持分決済への決済方法の変更	IFRS第2号 「株式に基づく報酬」	現金決済型の株式に基づく報酬を廃止し、廃止された報酬の公正価値より高い公正価値を有する持分決済型の株式に基づく報酬に差し替えた場合、どのように会計処理すべきか。	<p>【審議の状況】 2013年3月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、現金決済型の株式に基づく報酬を持分決済型の株式に基づく報酬に差し替えた場合の取扱いについて決定した。2014年2月及び4月のIASB会議において、IASBは、以下に示す指針及び本改訂案の適用方法について決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 従前の現金決済型の株式に基づく報酬に係る負債の認識を中止し、条件変更日までに行われた勤務について、持分決済型の株式に基づく報酬を認識する。 ● 両者の差額は直ちに当期純利益に含めて認識する。 <p>2014年6月のIASB会議において、公開草案の公表に向けて最終確認手續が行われた。</p> <p>【公開草案公表予定】 2014年10月—12月</p>

⁴ 詳細は、IFRSニュースフラッシュ:IASB、公開草案「未実現損失に関する繰延税金資産の認識(IAS第12号の改訂案)」を公表を参照

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
会計基準の限定的改訂—公開草案公表予定(続き)			
源泉税控除後の金額で決済される株式に基づく報酬	IFRS第2号 「株式に基づく報酬」	持分決済型の株式に基づく報酬が源泉税控除後の金額で決済される場合、源泉税の留保部分を持分決済型または現金決済型のいずれとして分類すべきか。	<p>【審議の状況】 2013年3月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、持分決済型の株式に基づく報酬が源泉税控除後の金額で決済される場合、そのような取引全体を持分決済型として分類することとする改訂案について決定した。2014年2月のIASB会議において、IASBはIFRS-ICの提案に基づき、IFRS第2号に指針を追加することを決定した。2014年4月のIASB会議において、改訂案の適用方法について決定した。2014年6月のIASB会議において、公開草案の公表に向けて最終確認手続が行われた。</p> <p>【公開草案公表予定】 2014年10月－12月</p>
決済方法が将来の事象に依存する株式に基づく報酬	IFRS第2号 「株式に基づく報酬」	企業と相手方の双方がコントロール不能な特定の将来の事象(例:IPO等)に決済方法が依存する株式に基づく報酬取引を、どのように分類すべきか。	<p>【審議状況】 2013年5月に検討を再開し、2013年9月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、現金決済と持分決済のどちらの可能性が高いかにより分類し、分類変更時には累積的影響額を認識することを決定した。2014年2月及び4月のIASB会議において、IASBは、IAS第32号「金融商品:表示」と整合しない提案を行うことになること、及び負債の定義が概念フレームワーク・プロジェクトにおいて見直されていることから、この論点について改訂を行わないことを決定した。</p>
負債の分類	IAS第1号 「財務諸表の表示」	IFRSの年次改善において、企業が既存の融資枠に基づいて債務の借換えまたはロールオーバーを予定しており、かつその裁量がある場合に、その負債を非流動に分類する(IAS第1号第74項)のは、同一の貸手であり、かつ同一または類似する条件により借換えまたはロールオーバーするケースに限定されることが提案された。この公開草案に対して寄せられたコメント等を踏まえ、負債の流動・非流動の一般的なアプローチを検討する。	<p>◆【審議の状況】 2013年1月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、公開草案に対して寄せられたコメントを踏まえ、IFRSの年次改善(2010-2012年サイクル)⁵の公開草案における提案を確定すべきではないことに同意し、2013年3月のIASB会議において承認された。2013年10月のIASB会議において、負債を非流動に分類するにあたり、報告日以後12ヶ月以内に決済する必要がないことが契約書に記載されていなければならないこと等について、暫定的に合意した。2014年3月のIASB会議において、2013年10月の決定について再確認が行われた。一部を除き、2013年10月の暫定合意に基づいて公開草案を作成する予定である。2014年9月のIASB会議において移行規定等に関する審議及び最終確認手続が行われた。</p> <p>【公開草案公表予定】 2014年10月－12月</p>

⁵ 詳細は、あずさアカウンティングニュース:IASB、公開草案「IFRSの年次改善(2010-2012年サイクル)を公表」を参照

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
会計基準の限定的改訂－公開草案公表予定(続き)			
企業とその関連会社または共同支配企業との間で行われた取引から生じる利得または損失の消去	IAS第28号 「関連会社及び共同支配企業に対する投資」	関連会社または共同支配企業とのダウンストリーム取引において、利得の金額がその関連会社または共同支配企業に対する投資額を超える場合の相殺消去方法(投資額を限度とすべきか／利得の全額を消去する場合、何と相殺消去すべきか)を明確化する。	<p>【審議の状況】 2013年3月及び5月のIFRS-IC会議において審議が行われ、利得の全額を相殺消去し、投資額を超える利得の金額を繰延収益として認識することが提案された。2013年7月のIASB会議において、この提案はIASBにより承認された。また、2014年1月のIASB会議において、公開草案の公表に向けて最終確認手続が行われた。</p> <p>【公開草案公表予定】 2014年10月－12月</p>
公開草案「投資者とその関連会社または共同支配企業との間の資産の売却または拠出(IFRS第10号及びIAS第28号の改訂案) ⁶ とIAS第28号第31項との不整合」	IAS第28号 「関連会社及び共同支配企業に対する投資」	2013年7月のIFRS-IC会議において、公開草案「投資者とその関連会社または共同支配企業との間の資産の売却または拠出(IFRS第10号及びIAS第28号の改訂案)」における提案を確定すべきであると決定されたが、IAS第28号第31項はこの提案と整合していないため、同項を削除すべきか。	<p>【審議の状況】 2014年1月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、IAS第28号第31項は公表予定の改訂(及び現行の規定)と整合していないため削除することを決定したが、2014年2月及び3月のIASB会議において、IAS第28号第31項を削除せず、資産の拠出と交換に関連会社または共同支配企業から受け取った資産に係る利得または損失を、関連のない投資者による持分の範囲内で認識するよう、IAS第28号第31項を改訂することが決定された。なお、IASBは、上記の企業とその関連会社または共同支配企業との間で行われた取引から生じる利得または損失の消去に関する公開草案に、この提案を含める予定である。</p> <p>【公開草案公表予定】 2014年10月－12月</p>

⁶ 詳細は、あずさアカウンティングニュース：IASB、公開草案「投資者とその関連会社または共同支配企業との間の資産の売却または拠出(IFRS第10号及びIAS第28号の改訂案)」を参照

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
IFRSの年次改善(2014–2016年サイクル)			【公開草案公表予定】2015年4月–6月
短期的な免除規定の削除	IFRS第1号 「国際財務報告基準の初度適用」	<p>以下の短期的な免除規定について、不要となったときに削除することが提案されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● IFRS第1号E3項–E7項における免除規定(2016年7月1日以降に開始する会計年度から適用される予定) ● IFRSの年次改善(2012–2014年サイクル)において提案されているIFRS第7号「金融商品：表示」の改訂に関する免除規定(2018年1月1日以降に開始する会計年度から適用される予定) 	<p>【審議の状況】 2013年12月のIASB会議において審議が行われ、左記のとおり改訂を行うことが決定された。2014年7月のIASB会議において、IASBは、2013–2015年サイクルを中止し、本改訂案を2014–2016年サイクルに含めることを決定した。</p>
制度改訂または縮小が生じた場合の再測定	IAS第19号 「従業員給付」	<p>制度改訂または縮小が生じた場合の、その後の期間における利息純額及び勤務費用の算定に関する以下の2つの論点を、どのように取り扱うべきか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 再測定した確定給付負債の純額に基づいて利息純額を算定すべきか。 ● 制度改訂または縮小による影響を反映した数理計算上の仮定に基づいて、利息純額及び勤務費用を算定すべきか。 	<p>【審議の状況】 2014年5月及び7月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、左記の論点について審議した結果、重要な制度改訂または縮小が生じた場合、その後の期間における利息純額及び勤務費用を算定するにあたり、確定給付負債の純額に関する重要な変更を考慮するとともに、アップデートした数理計算上の仮定を使用することを明確化する改訂を行うことを決定した。2014年7月のIFRS-IC会議における審議に基づいてIFRS-ICは、本改訂案の一部を修正したうえで、IFRSの年次改善としてIASBに提案する予定である。</p>

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
アジェンダ却下通知			● 確定 ■ 公表中 ▲ 新規公表 ◆ 2014年9月のIASB会議における審議
重要な共同支配企業及び関連会社に関する要約財務諸表の開示	IFRS第12号 「他の企業への関与の開示」	IFRS第12号第4号及びB2項—B6項における集約に関する規定を踏まえ、第21項(b)(ii)に基づいて重要な共同支配企業及び関連会社に関する要約財務諸表をどのように開示すべきか。また、重要な共同支配企業または関連会社が上場会社であり、その共同支配企業または関連会社の財務諸表が公表されるまで法規制により開示が制限されている場合、IFRS第12号第21項(b)(ii)における開示は免除されるか。	■ 【IFRS-ICの暫定的決定】 IFRS第12号第21項(b)(ii)を適用する際に、重要な共同支配企業及び関連会社の要約財務諸表を個別に開示すべきである。重要な共同支配企業または関連会社が上場会社であり、その共同支配企業または関連会社の財務諸表が公表されるまで法規制により開示が制限されている場合、IFRS第12号第21項(b)(ii)における開示を免除する規定はない。 【コメント期限】 2014年9月29日
重要性のある非支配持分がある子会社及び重要な共同支配企業または関連会社の開示	IFRS第12号 「他の企業への関与の開示」	IFRS第12号第12項(e)-(g)において、重要な非支配持分を有する子会社の要約財務情報等の開示が要求されているが、その財務情報は子会社単体を対象とすべきか、または、孫会社等が存在する場合、孫会社まで含めた連結(サブグループ)ベースを対象とすべきか。なお、この論点は、重要な共同支配企業または関連会社に係る要約財務情報の開示に対しても同様である。	▲ 【IFRS-ICの暫定的決定】 IFRS第12号第10項により、重要性は、報告企業の連結財務諸表に基づいて判定されるべきである。この判定において、子会社の定性的情報(子会社の性質)及び定量的情報(子会社の規模)が考慮される。 IFRS第12号第12項(e)-(g)が求める開示については、IFRS第12号第10項の開示目的を最も反映するアプローチを適用し、その判断は、重要な非支配持分を有する子会社またはサブグループごとに行うべきである。また、第12項(g)が求める開示については、サブグループ内取引を消去するものの、サブグループ(または子会社単体)と他のサブグループ(または他の子会社単体)との間で行われる取引は消去しない。 重要な共同支配企業または関連会社の要約財務情報に関する開示は、IFRS第12号第21項(b)(ii)に従い、それぞれ連結財務諸表に基づいて行うべきである。 【コメント期限】 2014年11月25日

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
アジェンダ却下通知(続き)			
第三者と合意された価格を用いる場合の公正価値ヒエラルキー	IFRS第13号 「公正価値測定」	第三者と合意された価格が用いられた負債性金融商品の価格について、公正価値ヒエラルキー上、レベル1のインプットとして取り扱うべきか、またはレベル2／レベル3のインプットとして取り扱うべきか。	<p>▲ 【IFRS-ICの暫定的決定】 IFRS第13号では、評価技法ではなく、インプットが調整された価格であるか否かに基づいて公正価値ヒエラルキーが判断される。したがって、第三者が提供した価格に基づく公正価値測定が、企業が測定日においてアクセス可能な活発な市場における同等の金融商品の無調整の相場価格のみに基づいている場合は、レベル1に分類される。</p> <p>【コメント期限】 2014年11月25日</p>
コア・インベントリー	IAS第2号 「棚卸資産」 IAS第16号 「有形固定資産」	コア・インベントリーを棚卸資産とすべきか、または有形固定資産として会計処理すべきか。	<p>■ 【IFRS-ICの暫定的決定】 2014年3月のIFRS-IC会議において、この論点をアジェンダに追加した。その後、解釈指針の公表に向けて検討を進めた結果、業界によって取扱いが異なっているものの、それぞれの業界内においてばらつきはほとんどないか、または限られているため、解釈指針の公表を中止し、この論点をアジェンダから除外することを決定した。</p> <p>【コメント期限】 2014年9月29日</p>
有形固定資産の試運転から得られる正味の収入及び試運転コストの会計処理	IAS第16号 「有形固定資産」	有形固定資産の試運転時に製造した製品の販売から得られる正味の収入が試運転コストを上回る場合、超過部分を以下のいずれかの方法により会計処理すべきか。また、開示を強化すべきか。 <ul style="list-style-type: none"> ● 当期純利益に含めて認識する。 ● 有形固定資産の原価に含めて認識する。 	<p>■ 【IFRS-ICの暫定的決定】 試運転から得る正味の収入が試運転コストを上回る場合、超過部分を有形固定資産の原価に含めず、当期純利益に含めて認識する。試運転から得られる正味の収入及び試運転コストが重要である場合は、IAS第1号「財務諸表の表示」第17項(c)に基づいて開示されるため、追加の開示規定は不要である。</p> <p>【コメント期限】 2014年9月29日</p>

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
アジェンダ却下通知(続き)			
外国為替に関する制限及び超インフレ	IAS第21号 「外国為替レート変動の影響」	超インフレ経済国であるベネズエラでは、外国為替に厳しい制限が設定されていることに加え、超インフレを反映しない複数の公式為替レートが存在する。このため、ベネズエラにおける在外営業活動体の財務諸表を換算し連結する際に、どの為替レートを用いるべきか。また、長期的に外国為替取引が行われない場合は、どの為替レートを用いるべきか。	<p>【IFRS-ICの暫定的決定】複数の為替レートが存在する場合、実務ではIAS第21号第26項におけるガイダンスが準用されている。IAS第21号において長期的に外国為替取引が行われない場合の取扱いは特に定められていないが、外国為替管理の影響が重要である場合、以下において開示する必要があると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 重要な会計方針及び判断に関する開示 (IAS第1号第117項—第124項) ● 見積の不確実性の発生要因に関する開示 (IAS第1号第125項—第133項) ● グループ会社、関連会社及び共同支配企業の資産へのアクセスまたは利用及び負債の決済を行う能力に関する重要な制限がある場合の開示 (IFRS第12号第10項、第13項、第20項、第22項) <p>【コメント期限】 2014年9月29日</p> <p>◆ 2014年9月のIASB会議において、この論点について審議が行われたが、具体的な決定には至らなかった。</p>
ファンドに対するファンドマネジャーの重要な影響力	IAS第28号 「関連会社及び共同支配企業に対する投資」	ファンドに対して投資しているファンドマネジャーが、IFRS第10号において代理人であると判断された場合、そのファンドに対して重要な影響力を有するか否かを判定すべきか。また、その判定はどのように行うべきか。	<p>【IFRS-ICの暫定的決定】 ファンドマネジャーが重要な影響力を有するか否かを判定すべきである。ただし、IAS第28号は、このような判定に際し、ファンドマネジャーが他人に代わって、または他人のために行う財務的及び経営的意思決定を考慮すべきかについては触れていないことを踏まえ、この論点は、持分法会計に係る包括的プロジェクトの中で議論すべきであるとIASBに提案する予定である。</p> <p>【コメント期限】 2014年11月25日</p>
ホスト契約における組込為替デリバティブの会計処理	IAS第39号 「金融商品：認識及び測定」	あるライセンス契約に組み込まれた為替デリバティブが通常用いられる通貨建てでホスト契約の経済的特徴と密接に関連していると考えるか、またはホスト契約から区分して会計処理すべきか。	<p>【IFRS-ICの暫定的決定】 ある通貨が、通常用いられる通貨であるか否かの分析は、入手可能な証憑に基づいて、特定の地域ではなく、世界レベルで行うべきである。</p> <p>【コメント期限】 2014年11月25日</p>

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
アジェンダ却下通知(続き)			
資本性金融商品の交換による保有者の会計処理	IAS第39号 「金融商品：認識及び測定」	法改正により、中央銀行が発行した当初の資本性金融商品を、当初と異なる条件の新しい資本性金融商品に交換する場合、保有者はIAS第39号に従って当初の資本性金融商品の認識を中止し、新しい資本性金融商品を認識すべきか。	<p>【IFRS-ICの暫定的決定】左記の取引は個別性の高い取引であり、また実務上保有者の会計処理にばらつきが生じていないため、この論点をアジェンダに追加すべきではない。</p> <p>【コメント期限】2014年9月29日</p> <p>◆ 2014年9月のIASB会議において、この論点について審議が行われたが、具体的な決定には至らなかった。</p>
製造関連有形固定資産に課される賦課金	IFRIC解釈指針第21号「賦課金」	<p>製造関連有形固定資産に課される賦課金から生じるコスト(借方)はどのように会計処理すべきか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 管理コストとして発生時に費用として処理する。 ● 製造固定費として棚卸資産の原価に含める。 	<p>▲ 【IFRS-ICの暫定的決定】 IFRIC解釈指針第21号の審議過程において、賦課金に関する借方の会計処理に関する一般原則については合意には至らなかったため、IFRIC解釈指針第21号は、その点については定めていない。また、IFRS-ICは、個別のケースに関してガイダンスを提供することは効果的ではないと判断した。ただし、左記のような賦課金に係る借方の会計処理は、費用収益の対応原則や資産の定義に関連するため、IFRS-ICは概念フレームワークに指摘する予定である。</p> <p>【コメント期限】2014年11月25日</p>

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
その他の論点(今後の取扱いを検討中の論点等)			 2014年9月のIFRS-IC会議における審議  2014年9月のIASB会議における審議
共同支配事業に対する支配の取得	IFRS第3号 「企業結合」	共同支配事業の支配を取得した際に、支配を取得する前から保有しているその共同支配事業の資産及び負債に対する持分を、公正価値で再評価すべきか。	【審議の状況】 2013年9月のIFRS-IC会議において審議を行った結果、個別のプロジェクトではなく、他の共同支配の取決めに関する論点とともに取り扱うことを決定した(以下のIFRS第11号「共同支配の取決め」に関する適用上の論点を参照)。
事業結合における非支配持分の強制取得	IFRS第3号 「企業結合」	取得企業がある企業の支配を取得する際に、非支配持分の株主の所有持分の買取りを申し出ることが義務付けられている場合、これらを1つの取引とみなすべきか。また、この強制買取申出について負債を認識すべきか。	【審議の状況】 2012年11月及び2013年3月のIFRS-IC会議における議論を踏まえ、2013年5月のIASB会議において検討した結果、強制買取申出はNCIプットと経済的に同じであるため、将来のIASB会議においてNCIプットとともに引き続き検討する予定である。
処分グループの減損	IFRS第5号 「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」	処分グループの帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値との差額がその処分グループ中の非流動資産の帳簿価額を上回る場合に、減損損失をいくら認識すべきか。	 【審議の状況】 2013年9月及び2014年9月のIFRS-IC会議において審議した結果、この論点はより広範なプロジェクトとして検討すべきであると指摘した。今後の会議において、最近提出されたIFRS第5号に関連するその他の論点を取り上げたうえで、今後の進め方について検討する予定である。
処分グループにおいて認識したのれんに関連する減損損失の戻入れ	IFRS第5号 「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」	処分グループに含まれているのれんに関する減損損失の戻入れは可能か。	 【審議の状況】 2013年9月及び2014年9月のIFRS-IC会議において審議した結果、この論点はより広範なプロジェクトとして検討すべきであると指摘した。今後の会議において、最近提出されたIFRS第5号に関連するその他の論点を取り上げたうえで、今後の進め方について検討する予定である。

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
その他の論点(今後の取扱いを検討中の論点等)(続き)			
IFRS第11号に関する適用上の論点	IFRS第11号「共同支配の取決め」	共同支配の取決めの分類及び共同支配事業の会計処理を明確化するよう、要望書が寄せられた。IFRS第11号に関する適用上の論点について実施したアウトチーチの結果を踏まえ、今後どの論点を取り扱うべきか。	<p> 【審議の状況】 2013年11月のIFRS-IC会議において、アウトチーチの結果を受け、以下の項目を検討することを決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「その他の事実及び状況」を検討するにあたり、契約上(法律上)強制力を有する必要があるか ● 共同支配事業の資産及び負債に対する投資者の持分がその共同支配事業に対する投資者の所有持分と異なる場合の会計処理 <p>2014年1月及び3月のIFRS-IC会議において、「その他の事実及び状況」について議論した。2014年5月のIFRS-IC会議において、共同支配事業が独立したペークルである場合の会計処理等について審議した。2014年7月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、建設サービスを提供する特定の共同支配の取決め及び共同支配事業者の産出物に対する取得割合と所有持分の割合が異なる場合の取扱い等について審議した。2014年9月のIFRS-IC会議において、今後の方向性について審議した結果、これまで議論した論点ごとにアジェンダ却下通知案を公表することが決定された。</p>
棚卸資産に関する長期供給契約	IAS第2号「棚卸資産」	棚卸資産に関する長期供給契約について、利息を認識すべきか。	<p>【審議の状況】 2012年1月のIFRS-IC会議及び2012年2月のIASB会議において審議が行われ、実務上のばらつきに対処するために解釈指針を公表することが決定されたが、収益認識プロジェクトを踏まえて検討する予定であるため、現在保留中である。</p>
会計方針の変更と会計上の見積りの変更	IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」	IAS第8号において、会計方針の変更と会計上の見積りの変更をどのように区別すべきか。	<p> 【審議の状況】 2013年11月のIFRS-IC会議において、アジェンダ却下通知案が提案された。2014年3月のIFRS-IC会議において再審議が行われ、IFRS-ICは、見積り方法の変更が生じ得る状況についての追加ガイダンスが有用であると指摘した。2014年9月のIASB会議において、IFRS-ICの提案に基づいて審議が行われた結果、開示の取組みの一環としてこの論点を検討することが決定された。</p>

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
その他の論点(今後の取扱いを検討中の論点等)(続き)			
税務上のポジションに不確定要素がある場合の当期税金の測定	IAS第12号 「法人所得税」	税務調査による追徴税額を法令に基づき直ちに納税する必要があるものの、会社が不服申立てを行う予定である場合、既支払額に係る資産の認識要件としては、IAS第12号の「可能性が高い(probable)」を参照すべきか、IAS第37号の「ほぼ確実(virtually certain)」を参照すべきか。 また、税務上のポジションに不確定要素にある場合の当期税金をどのように測定するか。	 【審議の状況】 IFRS-ICは、2014年1月に公表したアジェンダ却下通知案に対して寄せられたコメントに基づいて2014年5月及び7月のIFRS-IC会議において再審議した。その結果、認識については、2014年7月のIFRS-IC会議においてアジェンダ却下通知を確定させた。また、測定については、2014年9月のIFRS-IC会議において議論し、範囲及び会計単位等を明確にしたうえで、更なる分析と検討を進めることを決定した。
有形固定資産及び無形資産の個別取得に関する変動支払い	IAS第16号 「有形固定資産」 IAS第38号 「無形資産」	有形固定資産及び無形資産の個別取得に関する変動支払いをどのように会計処理すべきか。	【審議の状況】 IFRS-ICは2011年11月から検討を開始し、議論を重ねた結果、2013年7月のIASB会議において、リース及び概念フレームワークの一部と関連しているため、2013年5月公表の公開草案「リース」 ⁷ に関する再審議後に再検討することを決定した。2014年7月のIFRS-IC会議において、この論点の進捗について確認が行われた。リースの再審議が終了してから、この論点の審議を再開する予定である。
非支配持分に対する売建プット・オプション(NCIプット)	IAS第32号 「金融商品：表示」	連結財務諸表上、非支配持分に対する売建プット・オプション(NCIプット)を、どのように会計処理すべきか。	【審議の状況】 2012年6月にIFRIC解釈指針案「非支配持分に対する売建プット・オプション」 ⁸ が公表されたが、寄せられたコメントを踏まえ、2013年1月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、他のデリバティブと同様に純額ベースの公正価値で測定すべきであると決定し、2013年3月のIASB会議において提案した結果、IASBが引き続き検討する予定である。
負の利回りを有する金融商品から生じる収益及び費用の包括利益計算書上の表示	IAS第39号 「金融商品：認識及び測定」	負の利回りを有する金融商品から生じる収益及び費用は、包括利益計算書においてどのように表示すべきか。	【審議の状況】 2012年9月のIFRS-IC会議において審議が行われ、アジェンダ却下通知案が公表されたが、2013年1月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、公開草案「分類及び測定：IFRS第9号の限定的改訂案」 ⁹ に関する再審議が完了するまでは、アジェンダ却下通知の確定を行わないことを決定した。

7 詳細は、IFRSニュースラッシュ：IASB、公開草案「リース」を公表を参照

8 詳細は、あずさアカウンティングニュース：IFRIC解釈指針案「非支配持分に対する売建プット・オプション」の公表を参照

9 詳細は、あずさアカウンティングニュース：IASB、IFRS第9号の限定的な改訂に関する公開草案を公表を参照

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
その他の論点(今後の取扱いを検討中の論点等)(続き)			
建物の物理的特徴を欠くように見える構築物の会計処理	IAS第40号 「投資不動産」	建物の物理的特徴を欠くように見える構築物(例:電波塔)を投資不動産として会計処理すべきか。	【審議の状況】 2013年7月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、2013年5月公表の公開草案「リース」における不動産の定義がIAS第40号における定義に基づいているため、公開草案とIAS第40号のそれぞれの観点から検討する必要があると指摘した。その後のリースに関するIASBの暫定合意を踏まえ、この論点の方向性を見直すこととされた。2014年7月のIASB会議において、IASBはこの論点(特に、論点の範囲)に関する予備的調査を行うようスタッフに指示した。
独立した受託者が管理する確定給付制度からの返還の利用可能性	IFRIC解釈指針第14号「IAS第19号—確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」	<p>以下の状況において確定給付制度が独立した受託者に管理されている場合、事業主は制度の積立超過の返還を受領する無条件な権利を有するか否か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 受託者が事業主から独立しており、制度加入者のために行動している場合 ● 受託者が制度に積立超過がある場合の利用方法(加入者への給付の増加や年金保険購入による制度の終了、またはその双方)に関する決定権を有している場合(なお、報告期間の末日において、この権利が未行使である) ● 将来勤務に対して発生する給付がない制度(すなわち、将来掛金の減額という形での経済的便益はない) 	 【審議の状況】 2014年5月、7月のIFRS-IC会議の審議を経た後、2014年9月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、IFRIC解釈指針第14号を改訂し、次の点などを明確化することとした。 <ul style="list-style-type: none"> ● 第三者(受託者等)が積立超過を加入者への給付の増加等の目的で一方的に使用できる場合、使用可能額については資産として認識できない。この場合、受託者が増額の決定をした時点で過去勤務費用が費用に認識され、確定給付資産の上限の影響額(戻入益)がその他の包括利益に認識される。 ● 年金保険を購入する権利は、IFRIC解釈指針第14号における制度を終了する権利には該当しない。 ● 受託者が制度を終了する一方的な権利を有する場合、IFRIC解釈指針第14号第11項(b)のシナリオを適用できない。
概念フレームワーク: 移行規定及び適用日	概念フレームワーク	現在IASBが審議中の概念フレームワークの改訂版が公表された時点で、IFRS-ICがIFRSを解釈するにあたり改訂版をただちに使用すべきか。	 【審議の状況】 2014年9月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、改訂版が公表された時点でただちにそれを使用すべきであり、特に、IFRS-ICが行うIFRSの解釈の中で、改訂版と解釈対象とされた既存の基準書とが整合していない場合にはIASBの支持を仰ぐという、IASBの2014年7月の暫定決定を支持した。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報をのみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

www.kpmg.com/jp/ifrs/

あずさ監査法人では、2014年9月の
IFRS解釈指針委員会の会議概要に
関するオンライン解説「IFRS-IC会議
速報」を作成中です。後日、IFRSサ
イトに掲載する予定です。